

S D S 安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 ダンシルバーⅢ  
会社名 株式会社 日本歯科金属  
住所 大阪府泉大津市池浦町 5 丁目 13 番地 30 号  
担当部門 品質保証部  
担当者 国内品質業務運営責任者  
電話番号 0725-51-7786  
ファクシミリ番号 0725-33-8860

2. 危険有害性の要約

GHS 分類 【物理化学的  
危険性】 可燃性固体 区分外  
自然発火性固体 区分外  
自己発熱性化学品 区分外  
水反応可燃性化学品 区分外  
金属腐食性物質 区分外  
急性毒性（経口） 区分 5  
急性毒性（経皮） 区分外  
皮膚腐食性・刺激性 区分外  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分 2B  
皮膚感受性 区分 1  
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） 区分 1（呼吸器系）  
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露） 区分 1（呼吸器・吸入・肺・  
骨格・消化管）  
上記以外は、分類対象外又は分類できない項目である。

GHS ラベル要素



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
眼刺激  
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ  
呼吸器系の障害  
長期又は反復ばく露による眼、呼吸器の障害  
飲み込むと有害のおそれ（経口）  
長期又は反復ばく露による肺、骨格、消化管の障害

注意書き

【安全対策】 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
保護手袋を着用すること。  
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
汚染された作業衣を作業場から出さないこと。  
【応急処置】 皮膚に付着した場合は、多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の  
診断、手当てを受けること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して  
洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
ばく露又はその懸念がある場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
【保管】 施錠して保管すること。  
【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託するこ  
と。

国・地域情報 国内法は第 15 章適用法令を参照のこと。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合  
物の区別 混合物

| 成分           | 銀         | インジウム     | 亜鉛        | パラジウム     | すず        |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 含有量          | 70.0%     | 20.0%     | 5.0%      | 3.0%      | 2.0%      |
| 官報公示整理<br>番号 | 該当しない     | 該当しない     | 該当しない     | 該当しない     | 該当しない     |
| CAS No.      | 7440-22-4 | 7440-74-6 | 7440-66-6 | 7440-05-3 | 7440-31-5 |

4. 応急処置

吸入した場合 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸に関する症状が出た場合

S D S 安全データシート

には、医師の診断、手当てを受けること。  
皮膚に付着した場合 多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
飲み込んだ場合 清浄な水で口の中を洗浄する。必要に応じて医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

消化剤 この製品自体は燃焼しない。周辺火災に応じて適切な消化剤を用いる。  
特定の消化法 危険でなければ、容器を火災区域から移動する。  
消化を行う者の保護 消火作業の際は適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。  
環境に対する注意事項 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。  
回収・中和・浄化方法 漏洩物は掃き集めて空容器に回収する。  
等

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い 粉じん等の皮膚や眼への接触、蒸気の吸入等を避けるため、適切な保護具等を使用すること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 局所排気装置、安全シャワー洗眼器等  
管理濃度 未設定  
許容濃度

| 成分                                  | 銀                                                        | インジウム                                                       |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 日本産業衛生学会〈2005 年版〉<br>ACGIH〈2005 年版〉 | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>TLV-TWA : 0.1 mg/m <sup>3</sup> | 生物学的許容値<br>血清中インジウム濃度 3μg/L<br>TLV-TWA:0.1mg/m <sup>3</sup> |

保護具 呼吸器の保護具 換気が不十分な場合は、適切な呼吸保護具を着用すること。  
皮膚及び身体の保護 適切な保護衣を使用すること。  
護具  
手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。  
眼の保護具 適切な眼、顔面用の保護具を着用すること。  
衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

形状 塊状  
におい 無臭  
沸点 データなし  
液相点 701℃  
引火点、自然発火点 データなし  
比重 データなし  
蒸気圧、蒸気密度 データなし  
溶解度（水） データなし  
爆発限度 データなし

10. 安全性及び反応性

安定性 通常の条件では安定である。  
危険有害反応可能性 オゾン、硫化水素又は硫黄にばく露すると黒ずむ。  
強酸類、強塩基類との接触不可。  
アセチレンにより衝撃に敏感な化合物が形成される。  
銀の細かい破片と濃過酸化水素溶液は爆発することがある（激しく分解して酸素ガスを放出する）。  
乾燥時、アンモニアと接触すると爆発性化合物を生成することがある。  
希硝酸や濃硫酸と容易に反応する。火災の危険をもたらす。  
避けるべき条件 特になし  
混触危険物質 強酸類、強塩基類、濃過酸化水素溶液、アンモニア（乾燥時）、希硝酸、濃硫酸  
危険有害な分解生成物 該当しない。

S D S 安全データシート

11. 有害性情報

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 呼吸器感受性             | データなし                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 皮膚腐食性・刺激性          | ウサギによる試験で Slightly irritaing の記載がある。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 皮膚感受性              | 粉体のばく露でアレルギー性の接触皮膚炎を起こす。<br>銀を含有する装身具への接触によりアレルギー反応を生じたの記載がある。                                                                                                                                                                                                                                |
| 眼への刺激性             | ウサギの試験で軽度の刺激性、48 時間で回復しているの記載がある。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 眼刺激（区分 2 B）        |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 急性毒性（経口）           | （銀） ラット LD50>5000mg/kg<br>（インジウム） ラット LD50 4200mg/kg より区分 5 とした。                                                                                                                                                                                                                              |
| 急性毒性（経皮）           | （銀） ラット LD50>2000mg/kg                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） | （銀） 呼吸器系の障害（区分 1）                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露） | （銀） 長期又は反復ばく露による眼、呼吸器の障害。<br>（インジウム） 「インジウム及びその化合物は骨格、消化管系への影響及び特に肺への吸入による有害性により TLV-TWA が設定されていること」10）、 「ヒトで 2 例のインジウムすず酸化物による肺線維症の症例報告があること」41）、42）及び「インジウムすず酸化物は高いインジウム含量（インジウム 74%、すず 8%）を有するのでその観察された肺毒性の主な原因はおそらくインジウムによる」42）の記載がある。<br>区分 1（肺、骨格、消化管）とした。長期又は反復ばく露による肺、骨格、消化管の障害（区分 1） |

12. 環境衛生情報

|           |                |
|-----------|----------------|
| 水性環境急性有害性 | データ不足のため分類できない |
| 水性環境慢性有害性 | 長期的影響により有害のおそれ |

13. 廃棄上の注意

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託、又は規則に従い処理する。

14. 輸送上の注意

|      |            |
|------|------------|
| 注意事項 | 荷崩れ等に注意する。 |
|------|------------|

15. 適用法令

|                        |                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 日本歯科工業規格               | JIS T 6108 歯科鑄造用銀合金                                            |
| 労働安全衛生法                | 銀 : 名称を通知すべき危険物及び有害物<br>(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号: 137)    |
|                        | インジウム : 名称を通知すべき危険物及び有害物<br>(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号: 58) |
|                        | すず : 名称を通知すべき危険物及び有害物<br>(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号: 322)   |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法) | 銀 : 第 1 種指定化学物質<br>(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (政令番号: 82)             |
|                        | インジウム : 第 1 種指定化学物質<br>(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (政令番号: 44)         |

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質の値は保証値ではありません。

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂されることがあります。  
また注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には十分な安全対策を実施のうえでご利用ください。  
尚、本製品は歯科用として設計しておりますので、他の用途にご使用なさらないをお願いします。